

《障害者施設》抗原検査キット購入費用補助事業 Q & A

令和4年9月28日時点

No	質問内容	回答
1	薬局で購入した抗原検査キットも補助対象か。	<p>購入場所や購入方法は問いませんが、<b>国の薬事承認を受けている抗原定性検査キット</b>であることが補助の要件となります。</p> <p>薬事承認の情報は、メーカーに直接確認するか、厚生労働省ホームページ (<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html</a>) でご確認ください。</p> <p>※薬事承認を受けている抗原定性検査キットは、「体外診断用医薬品」又は「第一類医薬品」と表示されています。「研究用」と表示があるものは、薬事承認を受けていない製品のため、補助対象とはなりません。</p>
2	補助対象となる検査の方法は、抗原定性検査のみか。それとも、PCR検査や抗原定量検査を実施しても補助対象となるのか。	今回の補助対象は、迅速に検査結果が判明する抗原定性検査キットによる検査のみです。
3	週2回実施できなかった場合は、補助対象とはならないのか。	原則は、週2回の頻回検査を想定していますが、キットの手配ができない、シフトの都合上受けられない等の理由がある場合は、週1回の実施でも補助対象となります。
4	頻回検査は、必ず実施する必要があるのか。	頻回検査の実施は義務ではなく、各施設・事業所でご判断ください。ただし、障害者施設等において、感染拡大が見られていることから、助成金をご活用いただき、積極的な検査実施をお願いします。
5	検査を拒否する職員は受けさせなくてよいか。	検査を拒否する職員の方に無理に受けていただく必要はございません。
6	回数の上限が「週2回まで」とあるが、週の開始は何曜日からなのか。	<p>土曜日から金曜日までの期間を1週間とします。 (国への報告の周期に合わせている)</p> <p>※「8月1週目」・「8月2週目」において、本市が実施しているPCR検査事業によるPCR検査と同一週に抗原検査を実施済の場合は、個別にご相談ください。</p> <p>※12月4週目は24日(土曜日)から31日(土曜日)となります。</p>
7	法人で一括購入した抗原定性検査キットを複数の事業所が使用した場合は、どのように申請すればよいか。	<p>申請は事業所単位で行ってください。</p> <p>領収書の写しに併せて、それぞれの事業所の使用個数を記入した資料を添付してください。</p> <p>※本事業のホームページに参考様式(一括購入内訳書)を掲載したので、ご活用ください。(補助金の申請方法の掲載箇所にダウンロードファイルを掲載しました。)</p>
8	抗原定性検査キット購入の際、送料が別途発生した場合は、送料も補助対象となるか。	送料は補助対象外です。
9	国の薬事承認を受けた抗原検査キットはどこで購入できるのか。	<p>厚生労働省ホームページをご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等について (<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00296.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00296.html</a>)</li> <li>・医療用抗原検査キットの取扱薬局リスト (<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082537_00001.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082537_00001.html</a>)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の一般用抗原検査キット(OTC)の承認情報 (<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27779.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27779.html</a>)</li> </ul>
10	従事者が自ら購入した抗原定性検査キットは補助対象となるか。	<p>対象とはなりません。</p> <p>施設・事業所が購入した場合が補助対象となります。</p> <p><b>領収書の宛名は「施設・事業所名」又は「法人名」としてください。</b></p>
11	PCR検査実施と同一週に、施設において陽性者が発生し、急遽抗原検査を実施する必要がある場合は、補助対象とならないのか。	ご質問の内容のような特別な事情がある場合は、個別にご相談ください。
12	施設において陽性者が発生し、クラスターにつながる恐れがあったため、頻回検査用に購入してあった抗原定性検査キットを利用者に使用した場合は、補助対象とならないのか。	ご質問の内容のような特別な事情がある場合は、個別にご相談ください。
13	抗原定性検査キットの購入に伴い、ポイントが付与された場合は、どのように申請したらよいか。	<p>ポイントが付与された場合は、ポイントを円換算し、総額から減額する必要があります。</p> <p>検査実施報告書(様式第2号)の「購入金額(税込)」の欄に、ポイント分減額後の金額を記入してください。</p>
14	8月、9月に実施する頻回検査のために、抗原定性検査キットを100キット購入し、9月末までに70キット使用した。残りの30キットを10月～12月の頻回検査に使用した場合、補助対象となるか。	<p>補助対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8月、9月に使用した70キットについては8月、9月の申請書に記載してください。</li> <li>・10月～12月に使用した30キットについては10月～12月の申請書に記載してください。</li> <li>・8月、9月の申請書と10月～12月の申請書で同一の領収証の写しを添付することとなりますが、二重に補助金を申請しないよう、ご注意ください。</li> </ul>
15	8月～12月の検査について、一括で申請することは可能か。	<p>「8月、9月に実施した頻回検査」と「10月～12月に実施した頻回検査」について、申請を分けています。8月～12月の検査を一括で申請することはできません。申請書の提出期限等については、以下をご参照ください。</p> <p><b>【申請書提出期限(8月、9月に実施した頻回検査)】</b> 令和4年11月30日(水) まで(必着) ※令和4年10月1日以降に提出してください。</p> <p><b>【申請書提出期限(10月～12月に実施した頻回検査)】</b> 令和5年2月28日(火) まで(必着) ※令和5年1月1日以降に提出してください。</p>